

「千葉県環境基本計画 平成 21 年度年次報告」について

平成 23 年 1 月 14 日
環境生活部環境政策課

1. 「平成 21 年度年次報告」の内容

千葉県環境基本計画（平成 20 年 3 月策定、目標年度：平成 30 年度）の着実な推進を図るため、同計画に掲げる県の施策については、年度ごとに成果を把握して評価を行い、継続的に見直しを行っていくこととされています。この報告書は、平成 21 年度における計画の進捗状況の点検・評価の結果を取りまとめたものです。

具体的には、計画の第 3 編「施策の展開方向」の中で設定した 5 つの柱（章）の全 21 のテーマ（節）について、それぞれの指標の達成状況を評価するとともに、21 年度の主な取組と今後の対応を記載しました。また、各施策を支える共通的・基盤的な施策についても、21 年度の主な取組と今後の対応を記載しました。

2. 全般的評価

計画では、テーマごとに進捗状況を代表して表す指標が設定されており、テーマ全体では合計 61 の指標が掲載されています。この 61 の指標の進捗状況の点検・評価を実施したところ、一部に順調に進捗していない指標もありますが、各種施策が着実に実施されたことにより、全般的には目標達成に向けて進展がみられる結果となっています。

なお、指標の進捗状況について、平成 20 年度との比較では、① 生物多様性の保全に関して、1 市において生物多様性地域戦略を策定した（平成 20 年度は策定なし）こと、② 希少な動植物の保護対策に関して、2 種の保護回復計画を策定した（平成 20 年度は策定なし）こと、③ 残土の適正管理に関して、無許可の埋立事案がなかった（平成 20 年度は 1 件）こと、④ 騒音・振動・悪臭の苦情件数が基準年度に比べ減少した（平成 19 年度は増加）こと、について改善が図られました。

3. 各章（5 つの柱）の主な評価

【1 章 地球温暖化防止に取り組む】

平成 19 年の家庭における県民一人一日当たりの二酸化炭素排出量は、1990 年（平成 2 年）比では依然高い増加率となっているものの、基準年（2002 年）を下回った 18 年よりも、さらに減少しています。また、地球温暖化防止に資する人工林（育成天然林を含む。）の間伐については、目標達成に向け計画どおりの面積を実施しました。

- ・事業所における省エネ対策を推進するため、モデル事業所における省エネ診断結果を踏まえ、簡易省エネマニュアルを作成しました。また、県自らの事務事業により排出する温室効果ガス排出量について、平成 20 年度は、平成 12 年度比で 15.2% 削減しました。
- ・森林吸収源対策として健全な森林整備・保全対策を推進するため、間伐を中心とした森林整備促進事業として、公共・県単造林事業（植栽、下刈等）249ha、森林吸収源対策間伐促進事業（間伐）287ha を実施しました。

- ・フロン類の適正回収を推進するため、第一種フロン類回収業者の登録を促進しました。

【2章 豊かな自然環境の保全・再生と生物多様性の確保】

「生物多様性ちば県戦略」に基づき、市町村、NPO等の多様な主体による生物多様性保全の取組が着実に進められており、21年度は1市において生物多様性地域戦略が策定されました。また、希少動植物2種について保護回復計画を策定しました。特定外来生物の防除対策については、防除実施計画に基づき着実に実施されています。

- ・生物多様性センターを中心に、基礎情報の充実・提供、専門的・科学的な指導・助言、地域やNPO等の取組支援、絶滅危惧種対策、大学との連携等の事業を行いました。
- ・生物多様性保全の核（コア）となる優れた自然環境を保全するため、県立自然公園について現況調査を実施するとともに、法令に基づく行為規制を実施しています。
- ・耕作放棄地の防止対策として、地域協議会の設置（32協議会）、再生等事業の実施（20ha）など耕作放棄地再生利用推進事業を実施しました。
- ・緑化意識の普及啓発のため、「緑のカーテン普及キャンペーン」を2回実施したほか、学校ビオトープ整備・活用の事例報告会、観察会として、中央博物館・生態園において「学校ビオトープフォーラム」を開催しました。
- ・外来種対策について、外来種対策（植物）検討委員会を開催し、外来種（植物）リストを作成・公表しました。また、野生鳥獣による農作物等への被害対策について、生息状況等の調査を行うとともに、市町村が行う有害捕獲事業に対して助成しました。

【3章 資源循環型社会を築く】

一般廃棄物については、1人あたりのごみの排出量及びごみの最終処分量は目標に向け減少しています。産業廃棄物については、最終処分量は基準年度に比べて若干増加していますが、全体の排出量は目標に向け減少しています。今後とも廃棄物処理計画に基づき、更なる廃棄物の発生抑制や再資源化の促進などを図っていきます。

監視・指導体制の強化などにより、産業廃棄物の新たな不法投棄量は著しく減少しました。また、残土の不適正処理の根絶に努めた結果、無許可の埋立事案はありませんでした。

- ・レジ袋の削減に向けて、「ちばレジエコサポーター」と「サインアップ事業者」の参加拡大に努めました。また、家庭や飲食店等から発生する食品廃棄物の削減に向け、飲食店や大学と連携したモデル事業を実施しました。このほか、コーヒーショップ等と連携し、“マイボトル”の使用促進に努めるなど、使い捨て容器の使用削減、リサイクルに関する普及啓発、その他3Rの推進に向けた情報収集、調査を実施しました。

- ・廃棄物の適正処理の確保に向けて、説明会の開催や、立入検査を実施するとともに、優良事業者の表彰を行いました。また、廃棄物の不法投棄対策について、365日・24時間体制の監視体制を継続し、不法投棄の未然防止に努めました。
- ・残土の適正管理について、埋立て許可後の定期検査を実施するとともに、365日・24時間体制の監視パトロールを実施し、事業者に対する監視・指導を行いました。

【4章 安心できる健やかな環境を守る】

県内の大気環境は、各種対策の実施により、浮遊粒子状物質が19年度から3年連続して環境基準を100%達成し、二酸化窒素は全143測定局中142局で環境基準を達成しました。さらに、光化学スモッグ注意報の発令日数は3日に止まり、昭和46年度にオキシダントに係る大気汚染緊急時対策を実施して以来、過去最少となりました。

河川・湖沼・海域の水質は、気象条件による変動が大きいものの、各種施策の実施により、目標の達成に向けた水質の改善は進んでいます。

2cm以上の地盤沈下面積については、基準年度と比較して増加しましたが、長期的には、九十九里地域等一部地域を除き、沈静化の傾向が続いていると考えられます。

- ・大気汚染防止法に基づき、工場・事業場等に対して立入検査を実施し、検査対象施設が基準に適合していることを確認しました。また、自動車排出ガス対策を推進するため、ディーゼル条例に基づく路上検査を実施し、不適合車に対する改善指導を行いました。
- ・騒音・振動・悪臭の苦情件数については、騒音がやや増加傾向、振動が概ね横ばい、悪臭が前年度までに比べ減少の状況にあり、全体としては減少しました。
- ・水質汚濁防止法等に基づき、工場・事業場等に対して立入検査を実施し、排水基準を超過した事業場については改善指導を行いました。また、生活排水対策を推進するため、市町村が実施する浄化槽設置補助事業に対して助成しました。

【5章 環境を守り育てる人づくり・ネットワークづくり】

環境学習に関する事業全体として、その趣旨が浸透してきたことにより、参加者数が増加しています。一方、環境問題への関心は高いにも関わらず、これが実際の活動への参加に十分結びついていないという現状があり、引き続き、こうした方々の参加を促進するため、環境保全活動の機会や情報の提供を積極的に行っていきます。

- ・「ちば環境学習ネットワーク会議」において、環境学習の情報収集や情報共有のシステムづくり、指導者育成、プログラム・教材づくり、場づくりなどについて検討し、22年度実施計画を策定しました。また、環境学習アドバイザーの派遣（98回）、県民環境講座の開催（4回）、環境研究センターにおける啓発事業など、環境学習機会の提供に努めました。
- ・県の事務・事業活動について、21年度は政策評価制度（課所掌の基本施策評価）を活用し、庁内各課が取り組む施策を「環境の視点」から評価しました。各課の自己評価の結果を集計したところ、地球温暖化防止に関する取組が全体（137施策）の40.1%、生物多様性保全・自然環境に関する取組が29.9%、資源循環型社会の構築に関する取組が24.8%などとなっています。

- ・ 県域を越えたネットワークによる取組を推進するため、八都県市（現九都県市）で共同・連携した取組を進めるとともに、国際的な取組として、18 か国から 53 人の研修生を受け入れ、施設見学や講義、意見交換等を通じ、本県の大気汚染対策や水質汚濁防止対策、産業廃棄物行政、化学産業における環境管理技術等を紹介しました。

【参考】 施策の展開方向（5つの柱と21のテーマ）

柱		テーマ	章・節
1	地球温暖化防止に取り組む	1 温室効果ガスの排出量削減	1章1節
		2 森林などにより二酸化炭素吸収の確保	1章2節
		3 オゾン層保護のためのフロン対策	1章3節
2	豊かな自然環境の保全・再生と生物多様性の確保	4 生物多様性保全に向けた総合的施策の展開	2章1節
		5 自然公園等による優れた自然環境の保全と活用	2章2節
		6 森林・農地・湖沼・沿岸域の環境の保全と再生	2章3節
		7 都市における緑と水辺のネットワークづくり	2章4節
		8 野生動植物の保護と管理	2章5節
3	資源循環型社会を築く	9 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進	3章1節
		10 廃棄物の適正処理の推進と不法投棄の防止	3章2節
		11 「バイオマス立県ちば」の推進	3章3節
		12 残土の適正管理	3章4節
4	安心できる健やかな環境を守る	13 良好な大気環境の確保	4章1節
		14 騒音・振動・悪臭の防止	4章2節
		15 良好な水環境の保全	4章3節
		16 良好な地質環境の保全	4章4節
		17 化学物質による環境リスクの低減	4章5節
5	環境を守り育てる人づくり・ネットワークづくり	18 環境学習の推進	5章1節
		19 環境に配慮した自主的行動と協働の推進	5章2節
		20 「ちば環境再生基金」の充実と活用	5章3節
		21 県域を越えた連携と国際環境協力の促進	5章4節

<各施策を支える共通的・基盤的な施策>

6	環境を守り育てるための共通的・基盤的な施策の推進	環境と調和のとれた土地利用の推進	6章1節
		環境影響評価制度の充実	6章2節
		環境情報の提供と調査研究体制の充実	6章3節

※6章1節は「千葉県国土利用計画」の内容を再掲したものであるため、進行管理の対象からは除外。